

11. しごと

● すみだ障害者就労支援総合センター

障害のある方が地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、障害のある方や障害のある方を雇用する企業等を対象に就職支援や職場定着支援等を行います。

【所在地】

墨田区緑 4-25-4

【ホームページ】

<http://www.sumida-ganba-work.com/>

総合相談室	
電話 03-5600-2004 FAX 03-5600-3280 E-mail shurou@city.sumida.lg.jp	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1 階
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等での就労を目指す障害のある方で墨田区在住者 ・障害のある方を支援する墨田区内の機関 ・障害のある方を雇用する企業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の就労に関する相談事業 ・就労移行支援事業等の訓練施設やハローワーク等の就労関係機関の紹介及び利用支援 等
利用料	無料（ただし、支援内容によって、交通費等が必要な場合があります。）
就労生活支援施設 あったまろん すみだ	
電話・E-mail 上記、総合相談室まで	
事業時間	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 8:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1 階
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等で就労している障害のある方で、墨田区在住者または墨田区内の事業所等の在勤者 ・企業等で就労するための支援が必要な障害のある方で、墨田区在住者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就労している障害のある方に対する職場定着支援や生活支援 ・レクリエーションやスキルアップ講座の実施 ・障害のある方を雇用する企業等に対する各種相談 等
利用料	プログラムによって実費負担があります。
手続等	利用登録が必要です。
就労移行支援施設 ゆめたまご すみだ	
電話・E-mail 上記、総合相談室まで	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター3 階・4 階
主な対象者	障害者総合支援法に基づく受給者証をお持ちの墨田区在住者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等への就労を目指した職業訓練 ・履歴書作成や面接訓練等の職業準備支援 ・就職支援及び職場定着支援 ・就労へ向けた生活支援 等
利用料	障害者総合支援法に基づく自己負担金（交通費等が必要な場合があります。）
手続等	総合相談室にご相談ください。

就労定着支援施設 ゆめたまご すみだ 電話・E-mail 上記、総合相談室まで	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター3階・4階
主な対象者	障害者総合支援法に基づく受給者証をお持ちの墨田区在住者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを利用して就職した障害のある方の就労定着支援 ・企業や関係機関、家族との連絡調整 ・生活面の課題に対する支援
利用料	障害者総合支援法に基づく自己負担金
手続等	総合相談室にご相談ください。
手話通訳等派遣事務所（聴覚障害者生活支援事業） 電話・FAX 03-5600-3030 E-mail shuwa01@sumida-ganba-work.com	
事業時間	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 8:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1階
主な対象者	障害者手帳の交付を受けた聴覚障害のある方もしくは言語機能障害のある方
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者または要約筆記者を派遣 ・聴覚等に障害のある方に対する生活上の各種支援 等
利用料	無料
その他	手話通訳者・要約筆記者派遣サービス

●しごと・雇用促進・施設整備

制度等	内 容	対 象 者	窓 口
実習受入報奨金	障害のある方への就労体験の機会提供を図るために実施する職場実習に際して、受入企業等と実習参加者に報奨金と奨励金を支給します。	実習受入企業	すみだ障害者就労支援総合センター総合相談室 電話 03-5600-2004
実習奨励金		実習参加者 (すみだ障害者就労支援総合センター登録者)	
「障害者委託訓練事業」	都内ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を身につけるため、企業や民間教育機関等を活用した職業訓練を行います。	身体障害のある方・知的障害のある方・精神障害のある方等	ハローワーク墨田 障害のある方の職業相談コーナー 電話 03-5669-8609 (48#) FAX 03-5600-6312
「障害者就業支援情報コーナー」 「就活セミナー」 「保護者向けセミナー」 「企業見学支援事業」 「職場体験実習」	ハローワークや障害のある方の就労を支援する地域の機関、企業等の関連機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた情報提供やセミナー等各種事業を行います。	障害のある方・保護者・企業・障害のある方の就労を支援する関係機関等	公益財団法人 東京しごと財団 障害者雇用就業サポートデスク 電話 03-5211-5462
「東京ジョブコーチ職場定着支援事業」	障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、職場内外の環境を整えて定着を支援する「東京ジョブコーチ」を派遣します。	障害のある方・企業・障害のある方の就労を支援する関係機関等	東京ジョブコーチ支援センター 電話 03-3378-7057 FAX 03-3378-7058

制度等	内 容	窓 口
雇用関係助成金・奨励金	障害のある方を雇用する事業主の方のための助成金・奨励金があります。	ハローワーク墨田助成金コーナー 電話 03-5669-8609 (33#) FAX 03-5600-6312
		東京都産業労働局雇用就業部 就業推進課障害者雇用促進担当 電話 03-5320-4663 FAX 03-5388-1458
「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金	身体障害のある方・知的障害のある方・精神障害のある方の雇用に伴う施設・設備の整備や適切な雇用管理のための助成金があります。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 高齢・障害者窓口サービス課 電話 03-5638-2284 FAX 03-5638-2282